（電気事業会計規則の一部改正）

第二条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二十八条の八　対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が前条第一項の承認を受けた日から当該日以後初めて一般送配電事業者（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十七第一項の通知を受けた者に限る。）が当該承認に係る廃炉円滑化負担金（同令第四十五条の二十一の十六第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。）を回収するため法第十八条第一項の認可を受け、又は同条第五項の規定により託送供給等約款の届出をして託送供給等約款を変更する日の属する月の翌月から十年間均等償却するものとして算定した額を償却することとする。	**第二十八条の八**　対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が前条第一項の承認を受けた日から当該日以後初めて一般送配電事業者（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十三第一項の通知を受けた者に限る。）が当該承認に係る廃炉円滑化負担金（同令第四十五条の二十一の十二第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。）を回収するため法第十八条第一項の認可を受け、又は同条第五項の規定により託送供給等約款の届出をして託送供給等約款を変更する日の属する月の翌月から十年間均等償却するものとして算定した額を償却することとする。
別表第１（第３条関係） 費　　用 ⑽　営　業　費　用	**別表第１**（第３条関係） 費　　用 ⑽　営　業　費　用
科目 / 項 / 備考 (I)電気事業営業費用 （略） / （略） / （略） 賠償負担金相当金 /	科目 / 項 / 備考 (I)電気事業営業費用 （略） / （略） / （略） 賠償負担金相当金 /
一般送配電事業者が、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第45条の21の13第１項に規定する旧原子力発電事業者を含む。）に払い渡した賠償負担金相当金（同令第45条の21の14第１項第３号に規定する賠償負担金相当金をいう。以下同じ。）を整理する。	一般送配電事業者が、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第45条の21の９第１項に規定する原子力発電事業者をいう。）に払い渡した賠償負担金相当金（同令第45条の21の10第１項第３号に規定する賠償負担金相当金をいう。以下同じ。）を整理する。
廃炉円滑化負担金相当金 /	廃炉円滑化負担金相当金 /
一般送配電事業者が、特定原子力発電事業者（電気事業法施行規則第45条の21の16第１項に規定する特定原子力発電事業者をいう。）に払い渡した廃炉円滑化負担	一般送配電事業者が、特定原子力発電事業者（電気事業法施行規則第45条の21の12第１項に規定する特定原子力発電事業者をいう。）に払い渡した廃炉円滑化負担